

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

(発議第1号・原案否決)

5月15日、安倍内閣は「安全保障関連法案」を今国会に提出した。この法案は、形の上では「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2本だが、「平和安全法制整備法案」はPKO法、周辺事態法、自衛隊法、武力攻撃事態法など10本の改正法案となっている。政府はこれを80時間程度の短時間の審議で成立させようとしている。安倍首相は、アメリカで約束した「夏までに法案成立」のため会期を延長してでも強行しようとしている。

マスコミ各社の世論調査では、「安全保障関連法案」の制定について、「十分に説明していない」が8割を越え(共同、読売)、同紙によると、この法案を今国会で成立させる必要があるかの問いには、必要がない60%、必要がある30%と答えている。また、「安全保障関連法案」に反対する声明に3,000人を越える学者の賛同が広がるなど今国会での廃案を求める世論が急速に高まっている。

「安全保障関連法案」では、これまで禁止されていた「戦闘地域」への自衛隊の派兵が認められ、自衛隊の武器使用についても「自己防衛」に限られていたものがさらに拡大される。「重要影響事態」と政府が判断すれば、「日本周辺」に限らず地球の裏側まで自衛隊を派兵、米軍とともに戦闘に参加することになる。政府が「存立危機事態」と判断すれば、日本が攻撃されていなくても集団的自衛権を行使、他国が起こした戦争に参加することになる。つまりいつでも、どこでも、日本が戦争に参加することが可能となるのである。

戦後70年、憲法9条に守られ日本は一人の戦死者も出すことはなかった。

「安全保障関連法案」によって、日本が再び戦争する国へと転換することを認めることは出来ない。

よって国会・政府に対して、「安全保障関連法案」の廃案を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

青 森 県 議 会

労働基準法及び労働者派遣法の「改正」案の廃案を求める意見書

(発議第 2 号・原案否決)

安倍政権は、2015 年 4 月 3 日、労働時間規制の適用を除外する「高度プロフェッショナル制度」いわゆる「残業代ゼロ制度」の創設を定める労働基準法の「改正」案等を閣議決定し、同日、国会に提出しました。

法案要綱を審議した労働政策審議会の答申にさえ「認められない」という労働者側委員の意見が付けられたように、三者構成という基本原則を逸脱し、経営側の主張に偏重した瑕疵ある法案であり、到底容認できるものではありません。

同法案の、高度プロフェッショナル制度は、年収 1,075 万円以上の労働者に残業代の不払いを合法化するものであり、2007 年に第 1 次安倍内閣が国会提出断念に追い込まれたホワイトカラー・エグゼンプションそのものであります。

過労死や健康破壊が後を絶たない日本の異常な長時間労働を改善するためには、現行の限度基準（月 45 時間）の法定化など、労働時間の上限規制が必要不可欠となっています。

安倍政権は、昨年の通常国会及び臨時国会で 2 度も廃案となった労働者派遣法「改正」案を、労働政策審議会に諮らずに、2015 年 3 月 13 日に閣議決定・国会提出しました。

現行法では、同一業務については原則 1 年、過半数労働組合等の意見聴取を要件として最大 3 年と規定し、3 年を越えて派遣労働を受け入れる場合は、派遣労働者に直接雇用の申込みを義務付けております。

労働者派遣法「改正」案では、際限なく派遣労働を続けることを可能とするものであり、派遣労働者を一生涯派遣労働に縛り付けるものとなっております。

よって国会・政府に対して、労働基準法及び労働者派遣法の「改正」案を廃案にすることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 6 月 25 日

青 森 県 議 会

TPP交渉に関する意見書

(発議第3号・原案否決)

4月28日の日米首脳会談では、「日米2国間協議での大きな進展を確認し、早期妥結に向けた協力を再確認」しました。同月16日に米国議会に大統領貿易促進権限(TPA)法案が提出されたことを契機に、日米2国間協議は大きく進展し、牛肉の関税を10年余り掛けて38.5%から10%前後までの引き下げや、豚肉の関税を1kgあたり最大482円から50円前後まで引き下げることや、緊急輸入制限(セーフガード)についても「大枠合意」し、また、米国産米の「特別輸入枠」を設定することが固まり、米国側は主食米・加工用米をあわせた21.5万トンの要求をしており、日本側の譲歩が焦点になっていると報道されています。

いずれも米や牛・豚肉などを重要品目として「除外又は再協議」を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案はただちに撤回すべきです。

一方で、米国議会に出されたTPA法案は、従来のTPA法案と違って、交渉が妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意しても再譲歩がせまられる可能性があります。さらに交渉参加国にとって受け入れがたい「為替条項」(相手国が通貨操作を行っている、アメリカが認定した場合、関税引き上げなどの措置を取れる)も含まれています。

日米両政府は、日米協議の前進をテコにTPP全体を妥結させようとしています。

国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、TPP交渉からの撤退を決断するしかありません。

以上の趣旨から、以下の事項について、地方自治法第99条にもとづき、議会の議決をもって強く要請し意見書を提出します。

- 1、TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は、交渉から撤退すること。

平成27年6月25日

青 森 県 議 会

米価暴落対策を求める意見書

(発議第4号・原案否決)

2014年産米価格は、JA概算金が最低水準になったのに加え、過剰米の存在と先行きの不透明感から、販売業者等が当用買いに徹し大暴落しました。農水省が公表する相対取引価格は下がり続け、2015年3月には全銘柄平均で11,943円となり、消費税・流通経費を除けば、農家手取りは8,000円台の水準とみられます。

労賃はもとより物財費さえ確保できない価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになりかねません。

しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補てん交付金」を廃止したために、稲作農家に二重、三重に経営困難をもたらしています。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出しましたが、需給については「市場任せ」を公言し、米価暴落になんらの対策も打ち出していません。さらに政府の2018年産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格はいっそう不安定なものになっています。

加えて、TPP交渉の日米協議において、米国产米の特別輸入枠が議論されているとの報道もあり、事実とすれば米価暴落による将来不安を抱える国内生産者を愚弄するものと言わざるを得ません。

いまこそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、政府が需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。

以上の趣旨から、以下の事項について、地方自治法第99条にもとづき、議会の議決をもって強く要請し意見書を提出する。

[要請事項]

- 1、 価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離など、明確な出口対策を実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復をはかること。
- 2、 米直接支払交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止の撤回、生産意欲の持てる飼料用米等への助成水準の引き上げなど、農家の経営安定対策をとること。
- 3、 2018年産米からの生産調整廃止方針を撤回すること。
- 4、 TPP交渉の日米協議における米国产米の輸入特別枠の合意をただちに撤回すること。

平成27年6月25日

青 森 県 議 会